

公立大学法人神戸市看護大学理事に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年7月20日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第2号

公立大学法人神戸市看護大学理事に関する規程等の一部を改正する規程  
(理事に関する規程の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学理事に関する規程(2019年4月規程第3号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(職務分担)</p> <p>第3条 常勤の理事は、次の各号に掲げる理事の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・学生支援担当理事</u> 学部の<u>教育及び入試</u>、学生に対する支援その他理事長が必要と認める事務</p> <p>(3) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u> 学術研究、大学院の<u>教育及び入試</u>、<u>図書情報センター</u>、<u>地域連携に関する事務</u>、<u>国際交流に関する事務</u>その他理事長が必要と認める事務</p> <p>2 略</p> <p>(理事長等に事故ある場合の事務処理)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠員のときにその職務を代理する常勤の理事の順序は、総務・施設担当理事、<u>教育・学生支援担当理事</u>、<u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u>の順</p>	<p>(改正後)</p> <p><u>学生支援・入試担当理事</u> 及び<u>大学院の</u></p> <p>(3) <u>教育・研究担当理事</u> 学部及び大学院の<u>教育</u>、<u>学術研究に関する事務</u>その他理事長が必要と認める事務</p> <p><u>学生支援・入試担当理事</u>、<u>教育・研究担当理事</u></p>

とする。

(総務・評価委員会規程の一部改正)

第2条 公立大学法人神戸市看護大学総務・評価委員会規程(2019年4月規程第8号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者 (以下「委員」という。)で組織する。 (1), (2) 略 (3) <u>教育・学生支援担当理事</u> (4) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u> (5), (6) 略	<u>学生支援・入試担当理事</u> <u>教育・研究担当理事</u>

(人事委員会規程の一部改正)

第3条 公立大学法人神戸市看護大学人事委員会規程(2019年4月規程第9号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者 (以下「委員」という。)で組織する。 (1), (2) 略 (3) <u>教育・学生支援担当理事</u> (4) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u> (5) 略 2～4 略	<u>学生支援・入試担当理事</u> <u>教育・研究担当理事</u>

(ハラスメント防止委員会規程の一部改正)

第4条 公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止委員会規程(2019年4月規程第11号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
(構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者	

<p>(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・学生支援担当理事</u></p> <p>(3), (4) 略</p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p>
--	---------------------------

(情報セキュリティ委員会規程の一部改正)

第5条 公立大学法人神戸市看護大学情報セキュリティ委員会規程(2019年4月規程第13号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者 (以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・学生支援担当理事</u></p> <p>(3) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u></p> <p>(4), (5) 略</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は総務・施設担当理事を、副委員長は<u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>3, 4 略</p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p><u>教育・研究担当理事</u></p> <p><u>教育・研究担当理事</u></p>

(感染症対策会議規程の一部改正)

第6条 公立大学法人神戸市看護大学感染症対策会議規程(2019年4月規程第15号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 会議は、次の各号に掲げる者 (以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1), (2) 略</p> <p>(3) <u>教育・学生支援担当理事</u></p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p>(4) <u>教育・研究担当理事</u></p>

<p><u>(4)～(8)</u> 略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 <u>第2条第8号</u>に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p>	<p><u>(5)～(9)</u></p> <p><u>第2条第9号</u></p>
--	--

(入学試験管理委員会規程の一部改正)

第7条 公立大学法人神戸市看護大学入学試験管理委員会規程（2019年4月規程第16号）のを次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>_____</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第4条～第9条 略</p>	<p><u>(6) 図書情報センター長</u></p> <p><u>(7)</u></p> <p><u>(8) 学長が指名する教員</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第4条 第2条第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>第5条～第10条 略</u></p>

(運営調整会議規程の一部改正)

第8条 公立大学法人神戸市看護大学運営調整会議規程（2019年4月規程第17号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 会議は、次の各号に掲げる者</p>	

<p>(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1), (2) 略</p> <p>(3) <u>教育・学生支援担当理事</u></p> <p>(4) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u></p> <p>(5) 略</p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p><u>教育・研究担当理事</u></p>
---	---

(不正防止計画推進委員会規程の一部改正)

第9条 公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会規程(2019年4月規程第23号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u></p> <p>(3), (4) 略</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は<u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u>を、副委員長は総務・施設担当理事をもって充てる。</p> <p>3, 4 略</p>	<p><u>教育・研究担当理事</u></p> <p><u>教育・研究担当理事</u></p>

(学生委員会規程の一部改正)

第10条 公立大学法人神戸市看護大学学生委員会規程(2019年4月規程第24号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) <u>教育・学生支援担当理事</u></p> <p>(2) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u></p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p><u>教育・研究担当理事</u></p>

<p>事</p> <p>(3), (4) 略</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は、<u>教育・学生支援担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>3～5 略</p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p>
--	---------------------------

(修学等支援委員会規程の一部改正)

第11条 公立大学法人神戸市看護大学修学等支援委員会規程（2019年4月規程第25号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>(1) <u>教育・学生支援担当理事</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員長は、<u>教育・学生支援担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>3～5 略</p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p><u>学生支援・入試担当理事</u></p>

(入学試験委員会規程の一部改正)

第12条 公立大学法人神戸市看護大学入学試験委員会規程（2019年4月規程第27号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>(部会)</u></p> <p><u>第6条 委員会は、その定めるところにより、大学院入学試験部会（以下「部会」という。）を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。</u></p>

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(招集及び議事)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>2～6 略</p> <hr/> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(議事録の作成)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <hr/> <p><u>第9条</u>, <u>第10条</u> 略</p>	<p><u>3</u> 部会に部会長を置き、部会長は部会を代表する。</p> <p><u>4</u> 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p> <p><u>5</u> 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p><u>6</u> 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。</p> <p><u>第7条</u></p> <p><u>7</u> 第1項から前項までの規定は、部会の議事に準用する。</p> <p><u>第8条</u></p> <p><u>第9条</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定は、部会に準用する。</p> <p><u>第10条</u> <u>第11条</u></p>
---	--

(防火・防災管理規程の一部改正)

第13条 公立大学法人神戸市看護大学防火・防災管理規程 (2019年4月規程第41号) の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(委員会の設置及び構成)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・学生支援担当理事</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p>

<p>4 委員長は総務・施設担当理事を，副委員長は<u>教育・学生支援担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>5， 6 略 （自衛消防組織の設置等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 隊長は総務・施設担当理事を，副隊長は<u>教育・学生支援担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>4 略</p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p> <p><u>学生支援・入試担当理事</u></p>
--	---

（ハラスメント防止等に関する規程の一部改正）

第14条 公立大学法人神戸市看護大学ハラスメント防止等に関する規程（2019年4月規程第62号）の一部を次のように改正する。

（改正前）	（改正後）
<p>（相談体制）</p> <p>第 6 条 理事長は，ハラスメントに関する相談に応じるため，次に掲げる者をハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に任命する。</p> <p>(1) <u>教育・学生支援担当理事</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p>

（職員 of 懲戒等に関する規程の一部改正）

第15条 公立大学法人神戸市看護大学職員の懲戒等に関する規程（2019年4月規程第64号）の一部を次のように改正する。

（改正前）	（改正後）
<p>（審査会の組織）</p> <p>第 6 条 審査会は，次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）で組織する。</p> <p>(1)，(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・学生支援担当理事</u></p>	<p><u>学生支援・入試担当理事</u></p>



(4) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u>	<u>教育・研究担当理事</u>
-----------------------------	------------------

(研究活動における不正行為への防止等に関する規程の一部改正)

第16条 公立大学法人神戸市看護大学研究活動における不正行為への防止等に関する規程(2019年4月規程第109号)の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(研究倫理教育責任者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 研究倫理教育責任者は、<u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>3, 4 略</p> <p>(予備調査委員会)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 予備調査委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u></p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 委員長は、<u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>5~8 略</p> <p>(本調査委員会)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 本調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>研究・地域連携・国際交流担当理事</u></p> <p>(2), (3) 略</p> <p>3~9 略</p>	<p><u>教育・研究担当理事</u></p> <p><u>教育・研究担当理事</u></p> <p><u>教育・研究担当理事</u></p> <p><u>教育・研究担当理事</u></p> <p><u>教育・研究担当理事</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2021年4月1日から適用する。